

## 重要事項説明書（指定介護予防訪問看護・指定訪問看護）

訪問看護ステーションたけひさ（以下、「事業所」という）は、利用者に対して訪問看護及び介護予防訪問看護のサービスを提供します。事業所の運営に関する規定の概要や提供するサービスの内容など、契約上の重要な事項について、次のとおり説明します。

### 1 事業者概要

事業者名称	医療法人社団 青寿会
事業者所在地	下関市武久町2丁目53番8号
電話番号	083-252-2124
代表者氏名	理事長 須原 健
法人設立年月日	昭和53年12月

### 2 利用事業所

事業所名称	訪問看護ステーションたけひさ
事業所在地	下関市武久町2丁目53番8号
電話番号	083-255-5505
サービスの種類	指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護
指定番号	3560190252
事業所の管理者	久保 玉美
開設年月	平成27年1月

### 3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態若しくは要支援状態、又は病気やけがなどにより家庭において継続して療養を受ける状態にあり、主治医が訪問看護を必要と認めた利用者に適正な訪問看護もしくは介護予防訪問看護を提供します。
運営の方針	(1) 訪問看護の実施にあたっては、ご利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持向上を図るとともに、利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。 (2) 事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

### 4 事業所の従事者の員数、職種及び業務内容

職種	雇用形態	人数	業務内容
管理 者	常勤	1名	従業者の管理、訪問看護及び介護予防訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握。その他の管理。
看護師※	常勤	3名以上	訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書の作成及び報告書、
	非常勤	一	その他の諸記録等の作成、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供

※看護師のうち1名は管理者と兼務

### 5 営業日・営業時間及び実施地域

営業日	月曜日～金曜日 (祝日、8月13日～15日、12月30日～1月3日を除く)
営業時間	午前9時00分～午後5時00分まで 電話等により24時間連絡対応が可能な体制をとっています。 (緊急時訪問看護加算、24時間対応加算の契約が必要です。)
通常の実施地域	旧下関市内（離島を除く）

## 6 サービス内容

「訪問看護」は、利用者の居宅において看護師その他の省令で定める者が、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき、次の内容のサービスを行います。

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| ・病状・全身状態の観察          | ・療養生活や介護方法の指導    |
| ・清拭・洗髪等による清潔の保持      | ・カテーテル等の管理       |
| ・療養上の食事および排泄等日常生活の世話 | ・ターミナルケア         |
| ・褥瘡の予防・処置            | ・リハビリテーション       |
| ・認知症、精神疾患患者の看護       | ・その他医師の指示による医療処置 |

## 7 利用料金

### (1) 介護保険利用

介護保険対象での訪問看護はケアマネージャー作成のケアプランにそって提供されます。

料金は介護報酬で定められており、「基本利用料」と状態やご希望に応じた「加算」を合算し、自己負担金1割（一定以上所得者の場合は2割、3割）を、お支払いいただくことになります。

訪問看護と介護予防訪問看護利用料金は サービスの提供内容等を踏まえ、一定の差を設けることになりました。

〈ご利用料金＝基本利用料＋該当する加算＋該当する保険外料金〉

### 【介護保険利用】 1割負担の例

サービスの名称		サービスの内容	訪問看護費	介護予防 訪問看護費
基 本 利 用 料	訪問看護Ⅰ 1	20分未満の訪問	314 円/回	303 円/回
	訪問看護Ⅰ 2	30分未満の訪問	471 円/回	451 円/回
	訪問看護Ⅰ 3	30分以上1時間未満の訪問	823 円/回	794 円/回
	訪問看護Ⅰ 4	1時間以上1時間30分未満の訪問	1,128 円/回	1,090 円/回
加 算	夜間・早朝加算	夜間（午後6時～午後10時）、早朝（午前6時～午前8時）に訪問 ＊基本利用料に25%加算		
	深夜加算	深夜（午後10時～午前6時）に訪問 ＊基本利用料に50%加算		
	特別管理加算Ⅰ	在宅麻薬等注射指導管理等を受けている状態や、留置カテーテル等の計画的な管理を行った場合等に算定		500 円/月
	特別管理加算Ⅱ	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や人工肛門・人工膀胱、真皮を超える褥瘡、点滴注射が週3日以上必要な場合等に算定		250 円/月
	複数名訪問看護加算	1人の看護師による訪問が困難と認められる場合 30分未満 30分以上		254 円/回 402 円/回
	長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して、上記の訪問看護を行い、所要時間通産が1時間30分以上となった場合に算定		300 円/回
	初回加算(Ⅰ)	病院診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った月に1回		350 円/初回
	初回加算(Ⅱ)	初回の訪問看護を行った月に1回		300 円/初回
	退院時共同指導加算	退院または退所後の初回の訪問看護を行った際に1回		600 円/初回
	緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	ご契約者の同意を得て24時間体制で計画的な訪問以外に必要時、電話相談、緊急訪問を行うことに対して月1回算定		574 円/月
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	※定期巡回・随時対応型訪問看護事業所と連携する場合		6 円/回 ※50 円/回
	ターミナルケア加算	利用者が亡くなられる前14日以内に2日（状態により1日）以上訪問した場合。死亡月に算定	2,500 円/死亡月	

【定期巡回・随時対応型訪問介護事業所と連携する場合】 1割負担の例

要介護度	要介護度 1~4	要介護度 5
看護師による訪問の場合	2,961 円/月	3,761 円/月
准看護師による訪問が 1 回でもある場合	2,902 円/月	3,702 円/月

(2) 医療保険利用

医療保険対象の訪問看護では「管理療養費」と「基本療養費」の他、状態やご希望に応じての加算の合計がご利用料金となります。国保・健保・後期高齢者などの医療保険の負担割合に応じた自己負担金をお支払いいただくことになります。

※各種公費の適用によりご本人負担がこの表と一致しない場合がありますので、個別に説明します。

〈ご利用料金=管理療養費+基本療養費+該当する加算+訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)+該当する保険外料金〉

【医療保険利用】

サービスの名称	サービスの内容		1割負担	3割負担
管理療養費	月の初日の訪問		767 円	2,301 円
	2 日目以降の訪問	訪問看護管理療育費 1 訪問看護管理療育費 2	300 円/回 250 円/回	900 円/回 750 円/回
基本療養費	精神科以外同一建物居住者	週 3 日目まで	555 円/回	1,665 円/回
		週 4 日目以降	655 円/回	1,965 円/回
精神科以外同一建物居住者	精神科	同一日に 2 人 (週 3 日目まで)	555 円/回	1,665 円/回
		〃 (週 4 日目以降)	655 円/回	1,965 円/回
精神科以外同一建物居住者	精神科	同一日に 3 人以上 (週 3 日目まで)	278 円/回	834 円/回
		〃 (週 4 日目以降)	328 円/回	984 円/回
精神科以外同一建物居住者	精神科	基本療養費 III 在宅療養費に備えた外泊時(厚生労働大臣が定めた疾病、一時的な外泊に当たり訪問看護が必要と認められた者のみ)管理療養費は必要なし	850 円/回	2,550 円/回
	週 3 日目まで	30 分未満 30 分以上	425 円/回 555 円/回	
精神科以外同一建物居住者	精神科	週 4 日目以降	30 分未満 30 分以上	510 円/回 655 円/回
		週 3 日目まで	30 分未満 30 分以上	330 円/回 430 円/回
精神科以外同一建物居住者	精神科	週 4 日目以降	30 分未満 30 分以上	406 円/回 530 円/回
		基本療養費 IV 在宅療養費に備えた外泊時(厚生労働大臣が定めた疾病のみ)管理療養費は必要なし	850 円/回	2,550 円/回
加算	情報提供療養費(1)	市町村等又は特定相談支援事業者等の求めに応じ、利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を文書で提供した場合	150 円/回	450 円/回
	情報提供療養費(2)	保険医療機関に入院又は入所する利用者について、主治医が紹介を行う際に当該保険医療機関に訪問看護に係る情報を提供した場合		
	24 時間対応体制加算	同意を得て、電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合、月 1 回に限り算定。	652 円/月	1,956 円/月
	緊急訪問看護加算	主治医の指示により計画外の訪問を行った場合	イ 月 14 日目まで ロ 月 15 日目まで	265 円/日 200 円/日
	特別管理加算 I	在宅麻薬等注射指導管理等を受けている状態や、留置カテーテル等の計画的な管理を行った場合等に算定	500 円/月	1,500 円/月
	特別管理加算 II	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や人工肛門・人工膀胱、真皮を超える褥瘡、点滴注射が週 3 日以上必要な場合等に算定	250 円/月	750 円/月
	長時間訪問看護加算	特別訪問看護指示書等により 90 分以上の訪問看護を行った場合	520 円/週	1,560 円/週

複数名訪問看護加算 イ)厚生労働省が定める疾病等 ロ)厚生労働省が定める状態等 ハ)特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者 ニ)暴力行為、著しい迷惑行為、品質破損行為などが認められる者 ホ)利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者 ヘ)その他利用者の状況を判断してイ)～ハ)までのいづれかに準ずると認められる者	看護職員又は看護師、理学療法士と同時に行った場合 イ)～ニ)	同一建物内2人以下(週1回を限度)	450円/日	1,350円/日
		同一建物内3人以上(週1回を限度)	400円/日	1,200円/日
	看護職員又は看護師と同時に行った場合 ホ)～	同一建物内2人以下(週3回を限度)	300円/日	900円/日
		同一建物内3人以上(週3回を限度)	270円/日	810円/日
	看護職員又は看護師と同時に行った場合 イ)～ハ) ※回数制限なし	同一建物内2人以下(1日1回)	300円/日	900円/日
		同一建物内3人以上(1日1回)	270円/日	810円/日
		同一建物内2人以下(1日2回)	600円/日	1,800円/日
		同一建物内3人以上(1日2回)	540円/日	1,620円/日
		同一建物内2人以下(1日3回以上)	1,000円/日	3,000円/日
		同一建物内3人以上(1日3回以上)	900円/日	2,700円/日
難病等複数回訪問看護加算 ※基本療養費(I)の場合	厚生労働大臣の定める疾病で、週4日以上訪問できる疾病のみ	1日2回(同一建物内2人以下)	450円/日	1,350円/日
		1日2回(同一建物内3人以上)	400円/日	1,200円/日
〃 ※基本療養費(II)の場合	〃	1日3回以上(同一建物内2人以下)	800円/日	2,400円/日
		1日3回以上(同一建物内3人以上)	720円/日	2,160円/日
退院時共同指導加算	退院・退所にあたり主治医等と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合に算定	800円/回	2,400円/日	
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定する場合に厚生労働大臣の定める状態にある場合に算定	200円/回	600円/回	
退院支援指導加算	厚労大臣が定めた状態で退院時在家で療養上必要な指導を行った場合に算定	600円/月	1,800円/回	
	厚労大臣が定める長時間の訪問を要するものに対して指導を行った場合に算定	840円/月	2,520円/回	
在宅患者連携指導加算	訪問診療を行っている医師・歯科医師、薬剤師などと連携して指導した場合	300円/月	900円/月	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	病状の急変時医師の招集で打ち合わせ等を行った場合に算定 月2回	200円/回	600円/回	
夜間・早朝加算	夜間(午後6時～午後10時)、早朝(午前6時～午前8時)に訪問	210円/回	630円/回	
深夜加算	深夜(午後10時～午前6時)に訪問	420円/回	1,260円/回	
訪問看護医療DX情報活用加算	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で訪問看護を実施した場合。	5円/月	15円/月	
ターミナルケア療養費1	利用者が在宅で亡くなられる前14日以内に2日(状態により1日)以上訪問した場合。死亡月に算定	2,500円/死亡月	7,500円/死亡月	

	ターミナルケア 療養費 2	利用者が特別養護老人ホームその他準ずる施設で亡くなられる前14日以内に2日(状態により1日)以上訪問した場合。死亡月に算定	1,000円/ 死亡月	3,000円/ 死亡月
	訪問看護ベース アップ評価料(I)	医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制を構築している場合に算定	80円/月	230円/月

### (3) 保険外利用料金 別紙1

## 8 損害賠償責任

事業者は、サービスの提供にあたって、自己の責任によりご利用者について損害を与えた場合は、賠償する責任を負います。守秘義務違反の場合も同様とします。ただし、ご利用者又はその家族等に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

損害保険代理店	有限会社 訪問看護事業共済会
引受幹事保険会社	三井住友海上火災保険会社
補償内容	身体障害・人格権侵害共通

## 9 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者または地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故の際にとった処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。

## 10 ハラスメント対策について

訪問スタッフに対する暴力、暴言等のパワーハラスメントや性的な言動、特定のスタッフに対するつきまとい行為等のセクシャルハラスメントが認められた場合は、利用者様及びご家族様（身元引受け人）や関係機関と協議のうえサービス提供の中止、もしくは中止する場合があります。

## 11 身体拘束に関する事項

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

## 12 虐待の防止について

事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次の措置を講じます。

(1) 虐待の防止に係る責任者を選定します。

役職：管理者、氏名：久保 玉美

(2) 虐待の防止のための従業者に対する研修を年1回以上実施します。

(3) 虐待の防止のための指針を整備します。

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回開催します。

また事業所は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報します。

## 13 業務継続計画の策定等

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定看護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 14 苦情の対応

要望、提案、苦情等について、申し出ることができます。

##### 【苦情相談窓口】

- (1) 事業所 相談窓口 担当者 管理者 久保 玉美  
電話 083-255-5505  
FAX 083-250-8120  
受付時間 午前8時30分～午後5時00分  
(土日祝日、8/13～15、12/30～1/3)
- (2) 下関市 福祉部 介護保険課 事業者係  
住所 下関市南部町21-19 下関商工会館4階  
電話 083-231-1371  
FAX 083-231-2743  
受付時間 午前8時30分から午後5時15分  
(土日祝日、年末年始を除く)
- (3) 山口県国民健康保険団体連合会  
住所 山口市朝田1980-7 国保会館  
電話 083-995-1010  
FAX 083-934-3665  
受付時間 午前9時00分から午後5時00分  
(土日祝日、年末年始を除く)

#### 15 秘密の保持・個人情報保護について

当事業所は、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者への訪問看護サービスの提供を通して個人情報を取得し保有しています。この書面は、利用者の個人情報の保護とお取扱いについて、個人情報保護法の趣旨に従い説明するものです。

##### (1) 個人情報に対する基本的姿勢

当事業所は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者の個人情報を厳重に管理しています。

##### (2) 当事業所が保有する個人情報の利用目的

当事業所は、訪問看護サービスの申し込み、訪問看護サービスの提供を通じて収集した個人情報は、利用者・家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等といった訪問看護サービスの提供のために必要に応じて利用します。

また、利用者の個人情報は、訪問看護サービスの提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ・病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- ・審査、支払い機関へのレセプトの提出
- ・保険者への相談、届け出、及び照会への回答
- ・外部監査機関への情報提供
- ・学会、研究会等での事例研究発表、及び学生等の実習、研修への協力のため

##### (3) 当事業所が保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

##### 【お問い合わせ先】

開示請求、苦情・訂正・利用停止期間等は、下記にお申し出ください。

個人情報管理責任者：管理者 久保 玉美  
苦情・相談窓口 : 管理者 久保 玉美  
電 話 083-255-5505  
FAX 083-250-8120

## 16 同意書

事業所は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたり、利用者、利用者の家族等に対して重要事項説明書に基づき、訪問看護サービスの内容及び重要事項を説明しました。

当事業所及び従業員は、正当な理由がない限り、訪問看護サービスの提供にあたって知り得た秘密・個人情報を漏らしません。

事業者 医療法人社団 青寿会  
事業所所在地 下関市武久町2丁目53番8号  
事業所名称 訪問看護ステーションたけひさ  
説明者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

訪問看護サービスの契約にあたり、事業者から重要事項説明書の内容について説明を受け、理解した上で同意し交付をうけました。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

利用者との続柄 \_\_\_\_\_

## 17 加算に関する同意書

訪問看護ステーションたけひさの訪問看護サービスを利用するにあたり、本書面に基づいて加算に関する説明をしました。

事業者 医療法人社団 青寿会  
事業所所在地 下関市武久町2丁目53番8号  
事業所名称 訪問看護ステーションたけひさ  
指定番号 第3560190252号

説明者氏名  印

- 緊急時訪問看護加算(574単位/月)、24時間対応体制加算(652単位/月)  
    同意します                            同意しません

- 複数名訪問（介護予防含む）加算 同時に複数の看護師等が1人の利用者に（介護予防）訪問看護を行った場合  
イ 所要時間が30分未満の場合 254単位／1回  
ロ 所要時間が30分以上の場合 402単位／1回

同意します 同意しません

- 介護ターミナルケア加算(介護予防は含まない) 25,000 円  
医療ターミナルケア加算 25,000 円

同意します 同意しません

令和      年      月      日  
利用者      住所

氏名 印

代理人 住所

氏名 印

### 利用者との続柄

(別紙1)

## 利用料【介護保険および健康保険対象外となるサービス】

全額実費負担（単位：円、税込）

対象となるサービス	サービス対応時間	利用料
①医療行為を必要とする利用者の見守りとご支援 *ターミナル期 (1日4回目からの訪問) *静脈注射・経管栄養剤の施行 (1日4回目からの訪問を含む) *対症療法を必要とする方 (主治医の指示に基づく医療行為)	8:00~18:00	30分につき4,950円
	夜間(18:00~22:00)	30分につき6,160円
	早朝(6:00~8:00)	
	深夜(22:00~6:00)	30分につき7,370円
②外出時の付き添い(※要予約) 施設訪問・医療機関への受診及び外出等	9:30~16:00	30分につき4,950円
③死亡時の看護(死後処置料) (死亡後のご遺体のお世話)		5,500円
④当日の訪問キャンセル		11,000円
<b>備考</b> ※サービスのご利用は、事業所とご契約されたご利用者に限らせていただきます。 ※①のサービスは、内訳に記載された状況に該当すると主治医及び事業所が判断した場合にのみ、サービスの利用が可能となります。 ※②のサービスに係る場所の移動に際し、事業所の車両は、職員のみの使用とし、同乗は認めないこととします。		

(2024.12)